

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
01	事業者 公募要 項	P40 P43	(1) (2)-③	入札参加表明書及び資格確認に必要な書類にて、確認できた事業者で希望した者には、基礎的設計書を貸与するとありますが、資格確認や基礎的設計書の貸与は随時行われるのでしょうか。それとも入札参加資格確認基準日である7月31日ということになるのでしょうか。	公募要項 P40 に記載のとおり、入札参加表明書等が提出され、書類が揃っていることが確認できた時点で、随時貸与します。貸与を希望する場合は、「貸与申請書」を提出してください。（本回答書に添付しています「別添1」。） なお、貸与は直接手渡しで行います。郵送等はいりません。	6/28
02	公募要 項等に関 する質 問書	—	—	本質問書の項目が多数となった場合、別紙で当書式の質問欄のみの書式を別途作成して提出してもよろしいでしょうか。	様式記載のとおり、必要に応じて、記載欄の追加等を行ってください。	6/28
03	事業者 公募要 項	P42	2	基礎的設計書を貸与頂けるのは、スケジュール上の「入札参加資格確認基準日」（7月31日）からという認識でよろしいでしょうか。	No. 01 のとおりです。	7/1
04	別冊 2	—	様式 A-6	表の項目にある“法人番号”とは、国税庁が法人ごとに指定している番号のことでしょうか。	ご理解のとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第15項の規定による、国税庁長官より指定された法人番号を記載して下さい。	7/1
05	別冊 2	—	様式 A-5 別紙及び 様式 A-6	親会社・子会社等で“法人番号”を有していない会社（海外法人等）の場合、法人番号は空欄で宜しいですか。	「なし」と記載してください。	7/2
06	別冊 2	—	様式 A-3	総合評定値—区分—評定値の欄について、現庁舎解体工事を担当する者は、経営事項審査の建設工事の種類「解体」の総合評定値を記載したほうが宜しいですか。また、ある1社が建築工事と解体工事を担う場合、その会社の「建築一式」と「解体」を併記すべきですか。	現庁舎解体工事のみを担当する者については、解体工事の総合評定値を記載してください。 1者が新庁舎整備工事と現庁舎解体工事の両方を担当する場合は、建築一式の総合評定値を記載してください。（なお、その場合でも、公募要項 P44 に記載のとおり、現庁舎解体工事を担う者は、競争入札有資格者名簿の申請区分業種が建築である者1者以上及び解体である者1者以上の2者以上で構成することが必要です。）	7/2

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
07	別冊2	—	様式 A-2	設計業務を行う者が複数社によるJVを予定している場合、「1級建築士事務所登録について」の欄を追加してよろしいですか。	JVを組成する企業のうち、1級建築士事務所の登録を受けた者が複数いる場合でも、いずれか1者のみの記載とします。欄の追加は行わないでください。	7/2
08	別冊2	—	様式 A-4	工事監督業務を行う者が複数社によるJVを予定している場合、「1級建築士事務所登録について」の欄を追加してよろしいですか。	No. 07と同様です。	7/2
09	別冊2	P1	第1	入札参加の提出書類に関して、JV協定書についての記載はありませんが協定書の提出は必要ないのでしょうか？	<b>JVを組成する場合は、JVが本市の契約の相手方となりうるかを確認するため、JV協定書の写しを、入札参加表明書等とあわせて提出してください。</b> コンソーシアムの場合は、協定書の提出は必要ありません。	7/3
10	事業者 公募要 項	P44	(1) ①	「入札参加者は、本事業遂行に必要な能力・資格等を備えた複数企業から構成されるコンソーシアム・JV等とする」との記載がありますが、JVの場合、設計監理と施工を分ける、もしくは一まとめでJVを組むのか等、制限はあるのでしょうか？	JVの構成について制限はありませんが、公募要項P44に記載されている「入札参加者の構成等」の条件を満たすとともに、その構成が明確に分かるように各書類を作成し、提出してください。	7/3
11	事業者 公募要 項	P44	(1) ②	構成員の明示に関して、具体的にどこまでを構成員として明示する必要があるのでしょうか？例えば、電気、機械設備などについても構成員として明示する必要があるのでしょうか？	構成員の定義は、公募要項P44・第3・4・(1)・①に記載のとおりです。 本市の契約の相手方となるコンソーシアム・JVを構成する企業について、書類A群により明示してください。契約の相手方とならない協力企業・下請企業等については必要ありません。 なお、書類D群・D-1（事業実施体制）においては、本事業を実施するにあたり、事業全体及び各業務における実施体制を把握するため、協力企業・下請企業を含めて担当業務が分かるように記載してください。	7/3

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
12	別冊 2	—	様式 A-1 様式 A-5 様式 A-6	当社が福岡市外にある場合、競争参加資格申請時に委任が成立しており、有資格者名簿に代表者として支店長名で記載されていれば、申請書類は支店長名で作成してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、入札参加資格の実績確認は、本社及び他支店の実績も可とします。	7/4
13	別冊 2	—	様式 A-1 様式 A-5 様式 A-6	共同企業体を組成する予定ですが、入札参加表明書等の捺印は共同企業体名でなく、代表企業名単独での記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、入札参加表明書等の書類は、代表企業名で作成してください。	7/4
14	別冊 2	—	様式 A-1	「担当業務」の欄は様式 A-2～4 に習って「新庁舎の設計」「公園の設計」の記載でよろしいでしょうか。また意匠設計、構造設計などを分けて分担する場合はその旨を記載したほうがよろしいでしょうか。	様式 A-1 の注釈のとおり、記載してください。	7/4
15	別冊 2	P1	第 1	入札参加表明書等の提出方法について「A4 判縦長左綴じファイルに綴じ」とありますが、パンチ穴を開けて綴じる一般的なフラットファイルでよろしいでしょうか。またファイルの表紙、及び背表紙に事業名称等の記載は不要でしょうか。	ファイルの種類は任意です。 なお、入札参加表明書等を綴るファイルには、事業名称等の記載は不要です。	7/4
16	質問 回答書	—	No. 9	JV 協定書について、書式は任意でよろしいでしょうか。また指定の書式がある場合は、お示してください。	JV 協定書の書式は任意とします。国土交通省による「共同企業体標準協定書」等を参考に作成してください。	7/4

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
17	事業者 公募要 項	P47	第3 4 (2) ② ウ (ウ) (エ)	床面積 7,000 m <sup>2</sup> 以上、かつ 保健 所又は医療機関(診療所等)に係 る工事監理の具体的実績として、 「●●●●●●●●事業」の設計・ 工事監理契約書・確認済証・用途 区分図を添付いたします。この実 績にて参加資格に該当するかど うか確認をお願い致します。 (※事務局注：質問文の一部を修正し ています。)	質問の各実績要件の考え方等 については、以下のとおりです。 ・「保健所又は医療機関(診療所 等)」の実績は、保健福祉セン ターを急患診療所としても使 用すること、X線高電圧装置を 設置することから、医療法に関 する業務実績を求めるもので あり、これらが確認できる書類 を添付してください。なお、事 前に個別の確認・回答は行いま せん。 ・「都市公園と類似した施設」と は、有料無料を問わず、不特定 多数の人が利用できる屋外空 間の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上で植 栽を含む施設ですが、 <b>具体的 には個別に判断を行いますので、 事前に別添2「都市公園と類似 した施設に係る事前照会要領」 に従い照会を行ってください。</b>	7/5
18	事業者 公募要 項	P47	第3 4 (2) ② ウ (オ)	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の都市公園 又は都市公園と類似した施設に係 る工事監理の具体的実績として、 「●●●●●●●●業務」の契約 書・全体平面図・緑化部求積図を 添付いたします。この実績にて参 加資格に該当するかどうか確認を お願い致します。 (※事務局注：質問文の一部を修正し ています。)		
19	別冊 2	P4	表 4	書類番号 D-5 の新庁舎面積表の作 成における留意点に、区域区分別 面積とありますが、区域区分とは 何か教えて頂けますでしょうか。	「機能別面積」の誤記であり、 修正を行った「別冊 2」を掲載い たします。 また、その他誤記についてもあ わせて修正を行っています。 なお、修正箇所は別添 3「提案 書類等作成要領及び様式集の修 正箇所」のとおりです。	7/5
20	事業者 公募要 項	P35 P36 P37	(2)-② (3)-② (4)-②	各設計業務の履行場所につき、「福 岡市中央区天神 1 丁目 8-1」となっ ていますが、どのように理解した らよろしいでしょうか。	設計業務における設計図書等 資料の提出場所として、「福岡市 中央区天神 1 丁目 8-1」を指定し ています。	7/5
21	事業者 公募要 項	P44	4 -(1)- ①	入札参加者を構成する企業の数は 任意となっていて、現庁舎の解体 だけが 2 者以上で構成することと なっています。新庁舎工事及び公 園工事についてはJVではなく 1 者単独で担うことも可能であると 解釈しますが、それによろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。	7/5

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
22	質問 回答書	—	No. 9	<p>質疑回答にて、JVを組成する場合はJV協定書の写しを入札参加表明書等とあわせて提出することとなっておりますが、協定書の書式は福岡市HPの「福岡市契約情報」－「ダウンロード（各種様式の出力）」にある「建設工事共同企業体協定書ひな形」を使用するというのでよろしいでしょうか。</p> <p>それとも任意の書式を使用してもよろしいでしょうか。</p>	No. 16 のとおりです。	7/5
23	質問 回答書	—	No. 9	<p>上記福岡市書式による「建設工事共同企業体協定書ひな形」第7条において、「電子入札を行う際に代表企業のICカードを使用して」との表現がありますが、本件は提案書類（入札書含む）の提出は持参又は郵送によることとなっております。この場合、当該協定書の表現はどのように取り扱ったらよろしいでしょうか。</p>	No. 16 のとおりです。	7/5
24	別冊2	P1	第1	<p>質疑回答 No09 で「コンソーシアムの場合は、協定書の提出は必要ありません。」と回答がありますが、JV組成とコンソーシアムの違いをご指導ください。</p> <p>契約書案は新庁舎・現庁舎解体、公園再整備（1期）（2期）それぞれの金額を記載し1契約となっております。</p> <p>事業全体として、乙型JVを組成し、各業務において甲型JVを組成する場合、全ての協定書を提出する必要があるのでしょうか。</p> <p>申請時は事業全体の乙型JVの協定書の提出で宜しいのでしょうか、ご指導ください</p>	<p>JVは、複数の建設業者等が工事等を共同で行うことを目的として団体により結成される一組織体で、民法上の組合に該当すると解されているものです。</p> <p>コンソーシアムは、民間事業者の公募に当たり組成される個の集合体で、本事業では、JVを結成せずに参加いただくグループを「コンソーシアム」と定義しています。</p> <p>JV協定書については、全ての協定書を提出してください。</p>	7/5

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
25	事業者募集要項	P44	(1) ①	「入札参加者は、本事業遂行に必要な能力・資格等を備えた複数企業から構成されるコンソーシアム・JV等とする」とありますが、福岡市様の考える「コンソーシアム」の定義をお教えいただけますでしょうか？	No. 24 のとおりです。	7/5
26	別冊 3	—	—	質問回答書 (No.10) に JV の構成に関しては制限がないとありましたが、契約書を確認すると、一共同企業体との契約になっているように思われます。複数の JV を組んで参加する場合にはどのような形での契約となるのでしょうか？	契約締結にあたっては、事業者決定後、事業者の事業実施体制に応じて、契約書 (案) の内容を必要に応じて整合させることを想定しています。 なお、複数の JV を組んで参加される場合においても、市は、入札参加者の代表企業及び各 JV の全ての構成員 (各 JV の代表企業含む) を契約当事者として、契約を締結します。	7/5
27	別冊 2	—	様式 A-5 別紙	資本関係にある者がいる場合は「資本関係にある者はいません」の文言を消去して別紙を添付し、資本関係にある者がいない場合は、「・資本関係にある者は別紙の通りです。」の文言を消去し、別紙の添付は必要ないということでしょうか。	ご質問の方法で行うか、もしくは資本関係にある者がいる場合は、「・資本関係にある者は別紙の通りです。」に○をつけて別紙を添付し、いない場合は「・資本関係にある者はいません」に○を付けて提出してください。	7/10
28	事業者公募要項	別 2-1	証明書自動交付機コーナー	「証明書自動交付機 5 機」は別途と考えて宜しいでしょうか。	公募要項 P 別 2-2 に記載のとおりです。	7/10
29	事業者公募要項	別 2-1	エントランスロビー	「待合ソファやテーブル・イスなど」は別途と考えて宜しいでしょうか。	公募要項に「設置」「設ける」などと記載されている什器・設備等は、要求水準に含みます。 「設置できる計画」「配置できるスペースを設ける」などと記載されている什器・設備等は、要求水準には含みません。	7/10
30	事業者公募要項	別 2-1	カフェコーナー	「冷蔵庫、食器棚、電磁調理器」は別途と考えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
31	事業者公募要項	別 2-1	区役所窓口の一部	「待合ソファ、作業テーブル、イス、記載台」は別途と考えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
32	事業者 公募要 項	別 2-3	指定金融 機関窓口	「公金収納機器」は別途と 考えて宜しいでしょうか。	公募要項P別2-4に記載のと おりです。	7/10
33	事業者 公募要 項	別 2-3	銀行A T M機等	「銀行A T M機」は別途と 考えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
34	事業者 公募要 項	別 2-3	赤ちゃん の駅等	「おむつ交換台、休憩用ソ ファ」は別途と考えると 宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
35	事業者 公募要 項	別 2-5	執務室等	「執務エリアには書類等の 手元収納」及び「キャビ ネット等の什器」は別途 と考えると宜しいでしょ うか。	No. 29 のとおりです。	7/10
36	事業者 公募要 項	別 2-5	災害対策 本部室	「テレビ、複合機、プリン タ、電話、ノートパソコ ン」は別途と考えると 宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
37	事業者 公募要 項	別 2-5	区長室	「執務机、キャビネット、 ロッカー、応接机、イス」 は別途と考えると宜しい でしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
38	事業者 公募要 項	別 2-5	区長応接 室	「応接机、イス」は別途 と考えると宜しいでしょ うか。	No. 29 のとおりです。	7/10
39	事業者 公募要 項	別 2-5	所長室	「執務机、キャビネット、 ロッカー、応接机、イス」 は別途と考えると宜しい でしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
40	事業者 公募要 項	別 2-5	博多区社 会福祉協 議会事務 局・博多 区老人ク ラブ連合 会事務 局・就労 支援セン ター	「事務室として必要な設 備を設置する」とありま すが、床・壁・天井仕上 までで、什器他は別途 と考えると宜しいでしょ うか。	執務机やキャビネットな どの什器は別途です。な お、事務室として必要 な設備工事は含みます。	7/10
41	事業者 公募要 項	別 2-7	博多区衛 生連合 会・福岡 市食品衛 生協会博 多支所事 務局	「執務室と同等の設備を 設置する」とありますが、 床・壁・天井仕上まで で、「執務エリアの手元 収納」「キャビネット等 の什器」は別途と 考えると宜しいでしょ うか。	No40 のとおりです。	7/10

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
42	事業者 公募要 項	別 2-7	入札室・ 電話交換 室	「事務室として必要な設備を設 置する」とありますが、床・壁・ 天井仕上までで、什器他は別途と 考えて宜しいでしょうか。	No40 のとおりです。	7/10
43	事業者 公募要 項	別 2-7	各階ロビ ー	「自動販売機」は別途と考える て宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
44	事業者 公募要 項	別 2-7	休憩コー ナー	「冷蔵庫等」は別途と考える て宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
45	事業者 公募要 項	別 2-7	委託業者 控室（清 掃員控 室）	「ロッカー」及び「テーブル・椅 子」は別途と考えるて宜しい でしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
46	事業者 公募要 項	別 2-7	委託業者 控室（そ の他控 室）	「ロッカー」及び「テーブル・椅 子」は別途と考えるて宜しい でしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
47	事業者 公募要 項	別 2-11	診察室	「ベビーベッド（可動式）」及び 「高精度モニター」は別途と考 えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
48	事業者 公募要 項	別 2-11	集団検診 撮影室	「各更衣スペースに脱衣棚、ベン チ」及び「医療用X線装置」は別 途と考えるて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
49	事業者 公募要 項	別 2-11	撮影室	「医療用X線装置」は別途と考 えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
50	事業者 公募要 項	別 2-13	骨密度測 定室	「医療用X線装置」は別途と考 えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
51	事業者 公募要 項	別 2-13	サーバー 室	「机・椅子」は別途と考える て宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
52	事業者 公募要 項	別 2-13	検査室	「消耗品保管庫、消毒用オートク レーブ、検体保管用冷蔵庫」は別 途と考えるて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
53	事業者 公募要 項	別 2-13	授乳室	「カーテン等で区分」は別途と考 えて宜しいでしょうか。	カーテン等の設置は本事業に 含まれます。なお、カーテン等 は容易に開閉が可能なものと します。	7/10
54	事業者 公募要 項	別 2-13	待合ロビ ー	「待合ソファ」は別途と考 えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
55	事業者 公募要 項	別 2-15	栄養学習 室	「ペーパータオル、液状せっけん、ゴミ箱」及び「冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、まな板保管庫」及び「利用者の衣類や荷物の置場」は別途と考えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
56	事業者 公募要 項	別 2-5	洗濯室	「洗濯乾燥機」は別途と考えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
57	事業者 公募要 項	別 2-15	控室	「冷蔵庫」は別途と考えて宜しいでしょうか。	No. 29 のとおりです。	7/10
58	事業者 公募要 項	別 2-15	急患診療 所用倉庫	「収納物品等」は別途と考えて宜しいでしょうか。	「収納物品等」は別途です。	7/10
59	質疑回 答書	—	No. 17, 18	左記項目の回答において、「保健福祉センターを急患診療所としても使用すること、X線高電圧装置を設置することから、・・・」とありますが、実績として申告する保健所又は医療機関（診療所等）において急患診療所機能があることやX線高電圧装置の設置があることが求められるのでしょうか。	入札参加資格として、必ず急患診療所機能があることやX線高電圧装置の設置があることは求めておりません。 なお、性能評価において、実施体制を評価するため、実績も参考とさせていただきます。	7/10
				また、「医療法に関する業務実績を求めるものであり、これらが確認できる書類」の部分について、具体的にどのような書類をそろえたらよいのでしょうか。	契約書や図面のほか、施設のパンフレットやホームページ等の写しなど、市が客観的に実績を確認できるものを添付してください。	
60	別冊 2	6	表 4	D21～23 について、入札金額内訳書（様式B-2）に記載された新庁舎〇〇費の内訳を示すこと、とありますが、様式B-2は入札書となっているので様式B-3のことでよろしいのでしょうか？	ご指摘のとおり、表4中、D21～23に係る「作成における留意点」の「（様式B-2）」は誤記のため、それぞれ「（様式B-3）」と読み替えてください。	7/10
				また、様式B-3の示す通り、各費用の内訳には設計費と工事監督費も含まれるということよろしいのでしょうか？	D21～D23においては、様式B-3の費目に示す各事業費のうち、工事費に係る金額の内訳を記載してください。	

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
61	別冊 2	—	様式 A-2 様式 A-4	元請実績の分かる書類に関して「契約書等」の添付が必要とありますが、書類は設計図面等でも有効でしょうか？	No. 59（下段）のとおりです。	7/10
62	別冊 2		様式 A-6	「構成員等による複数応募の禁止」に係る人的関係調書について、社外取締役に関しても兼任企業名等の記載が必要でしょうか？	社外取締役の記載は不要です。（公募要項 P44・第 3・4・(1)・③・イにおいて、「社会取締役」は誤記のため、「社外取締役」と読み替えてください。）	7/12
63	別冊 2	P6	D-21 D-22 D-23	内訳書について様式任意で A3 判とございますが、内訳の内容については国土交通省大臣官房の公共建築工事内訳書標準書式の種目別内訳及び科目別内訳程度の内容で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。	7/12
64	別冊 2	P6	D-22	解体工事費算出にあたり、参考となる既存建物の数量書を配布頂けないでしょうか	現庁舎の数量書はありません。なお、公募要項 P36・第 2・7・(3)・①に記載のとおり、本業務に、現庁舎解体工事に係る積算業務を含みます。	7/12
65	別冊 2	P6	D-15	新庁舎及び新藤田公園の外観及び新庁舎の内観のイメージスケッチを各 1 枚作成することとありますが、新庁舎と新藤田公園両方が配置された外観 1 枚、新庁舎の内観 1 枚の計 2 枚ということでしょうか	ご理解のとおりです。 なお、新庁舎と新藤田公園の両方の外観イメージスケッチを 1 枚に収めることが困難であれば、新庁舎と新藤田公園をそれぞれ 1 枚ずつ、2 枚の外観イメージスケッチとすることも可とします。ただし、新庁舎と新藤田公園の連続性が分かる表現としてください。また、外観イメージスケッチを 2 枚とした場合も、別途内観イメージスケッチが 1 枚必要となります。	7/12
66	事業者 公募要 項	15	4(1)	「その他事務所」の規模（要求面積）はどの程度でしょうか。	公募要項 P15 に記載のとおり、新庁舎の延べ面積は概ね 15,000 m <sup>2</sup> 以上とし、うち「エントランスホール機能」及び「区役所等機能」の床面積を 12,500 m <sup>2</sup> 程度としてください。	7/16
67	事業者 公募要 項	15	4(1)	総合設計制度について都心部機能更新型容積率特例制度を活用することは可能でしょうか。	都心部機能更新型総合設計制度を活用した提案は任意です。ただし、特例制度の適用を前提とした提案については、確実に実現できる方法・体制等についてもあわせて評価を行います。	7/16

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
68	現庁舎建物図面	124～128		現庁舎地下部の新築時の山留工法をお教え頂けないでしょうか。	新築時の山留め工法は不明です。 なお、公募要項 P2 に記載の予定価格には、残置山留め材等想定していない地中埋設物の解体費用は含まれていませんので、ご理解のとおり、万一施工時にこれらの地中埋設物が発見された場合は、協議により設計変更の対象となります。	7/24
69	現庁舎建物図面	124～128		現庁舎地下部の解体時に新築時に施工した何らかの山留が残置してあった場合、工法によってはかなりの費用増、工期延長が考えられますが変更対象と考えてよろしいでしょうか。		
70	地積測量図	6		現庁舎解体工事期間中、175-3 区画と 174-3 区画は常時工事範囲として使用可能でしょうか。地下部解体時に山留工事を行う必要があるため地下構造物と境界とのクリアランスが必要になります。使用できないとなると特に地下部の解体が費用・工期共に困難になります。	仮設範囲は、実施に際し改めて協議させていただきますが、現庁舎解体時において必要となる部分は仮設範囲として使用できるものとして提案してください。	7/24
71	添付資料 I-06	P. 8, 16, 19	—	敷地内の既存下水道施設について、新設杭や基礎が設置可能となる範囲(工作物からの離隔)がありましたらご教示願います。	詳細は、契約後設計時に管理者と確認・協議を行っていただきます。なお、既存下水道施設の離隔については、適切に確保したうえで提案してください。	7/25
72	添付資料 I-06	P. 16	—	既存下水道施設の配置が示された図面で、庁舎敷地との関係が確認できる部分の CAD データを頂けないでしょうか。	既存下水道施設の配置が示された図面の CAD データは、契約後に受注者に対して貸与します。	7/25
73	別冊 2	P. 7	別表 2(1)	外部仕上げにおいて複数の仕上材が該当する場合、主要な材料について「屋根-1」などの枝番を付して、欄を追加して宜しいでしょうか。	提案内容を説明するため、必要であれば欄を追加しても構いません。	7/25
74	別冊 2	P. 7	別表 2(2)	「エントランスホール機能」、「区役所等機能」、「その他の事務所」と有りますが、共通する階段や便所等は「共通」欄を追加してまとめて記載して宜しいでしょうか。またその際、「各室面積」欄には各階の合計面積を記載して宜しいでしょうか。	階段や便所等の共用部については、共通欄を追加し、まとめて記載しても構いません。ただし、面積表の中で「エントランスホール機能」及び「区役所等機能」の床面積の合計(各機能における共通部分を含む)が分かるように記載してください。	7/25

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
75	別冊 2	P. 6	表 4 D-15	イメージスケッチ（パース等）を各 1 枚とありますが、1 枚にレイアウトするカット数は任意と考えて宜しいでしょうか。	用紙 1 枚にレイアウトするカット数は任意ですが、外観のイメージスケッチ（パース等）は、新庁舎と公園の全体の空間構成の特徴等が分かるもの、内観は、新庁舎エントランスホール部門の空間構成の特徴等が分かるものとしてください。	7/25
76	事業者 公募要 項 別紙 2	別 2-8	区役所等 機能	表中「什器・設備等に係る要件」欄の記載で、「執務室と同等の設備を設置」と「事務室として必要な設備を設置」と有りますが、それぞれの違いをご教示願います。	<p>区役所窓口の一部は、職員が執務を行う執務室（スペース）ですので、「執務室等」に記載している執務室と同等の設備を設置してください。</p> <p>博多区衛生連合会、福岡市食品衛生協会博多支所事務局は、公募要項記載のとおり、それぞれ健康課、衛生課の執務室内に一体的に配置しますので、執務室と同等の設備を設置してください。</p> <p>博多区社会福祉協議会事務局、博多区老人クラブ連合会事務局、就労支援センター、入札室、電話交換室は、職員が執務を行う執務室（スペース）とは独立して設置する室ですので、一般的な事務室として必要な設備を設置してください。</p> <p>なお、執務室、事務室については、可変性に配慮した計画としてください。</p>	7/25
77	添付資料 IV-5			<p>添付資料IV-05 に記載してあります、×移植不可の解釈は残置若しくは撤去処分どちらの解釈でしょうか？</p> <p>△やや困難の解釈は残置若しくは撤去処分どちらの解釈でしょうか？</p> <p>○移植可能は移植可という解釈で宜しいでしょうか？</p>	<p>本資料は、市が平成 30 年度に既存樹木の調査を行ったものを参考として記載したものであり、本資料により、移植や撤去を要求するものではありません。</p> <p>植栽計画については、公募要項第 2・6・(3)・⑨に記載の要求水準を満たした提案としてください。</p>	7/30
78	参考資料			基礎的設計のCADデータの共有は可能でしょうか？	参考図書は、入札参加表明書等を確認できた事業者で希望した者に、紙ベースで 1 部貸与します。	7/30

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
79	添付資料 I-02			地籍測量図に記載してあります敷地において 174-3 は新庁舎建築時に仮設利用は可能でしょうか？	仮設範囲は、実施に際し改めて協議させていただきますが、新庁舎整備において必要となる部分は仮設範囲として使用できるものとして提案してください。	7/30
80	事業者 公募要 項 別紙 2	13		検診室等の配置階に撮影室等で撮影したデータの保存等を行うサーバー室を設けることとありますが、執務室のデータの保存等を行うサーバー室を設ける必要はないでしょうか。もし設ける必要がある場合は、規模(要求面積)はどの程度でしょうか。	別紙2のとおり、区役所等機能に係る諸室の要求水準として、「②健診室」(別 2-11~16)にはサーバー室を設けることとしておりますが、「①各課の執務室等」(別 2-5~10)に、データの保存等を行うサーバー室は不要です。	8/2
81	事業者 公募要 項	32	⑨	既存樹および移植樹の緑化面積は、「実際の葉張りの直径」「樹高よりみなし樹幹の半径」のどちらを採用するのでしょうか？	既存樹及び移植樹の緑化面積につきましては、都市緑地法施行規則第9条に規定されている緑化施設の面積算出方法であれば、いずれの算出方法で提案いただいても構いません。	8/7
82	事業者 公募要 項	P16	(3)	屋上の一部を市民の憩いの場として活用することは可能でしょうか。	周辺に立地している博多警察署やホテル施設へのプライバシーやセキュリティの確保の観点から、市民や職員が自由に屋上に立ち入ることは想定していません。	8/9
83	添付資料 Ⅲ-02			建物の外壁塗材(下地材共)にはアスベストは含有されていない条件で積算、見積を作成しても宜しいでしょうか。	現庁舎解体工事に係る外壁材については、既存図面(添付資料Ⅲ-01)のとおり、アスベストは含有していないものとして提案してください。なお、既存図面のとおり、外部軒天の一部はアスベスト含有材です。	8/9
84	添付資料 I-01			商工会議所側の擁壁について、会議所の地盤が高い為に擁壁撤去による影響があると思われます。擁壁を残置することは可能でしょうか。	公募要項第2・5・(3)[P27]のとおりです。	8/9
85	事業者 公募要 項	27	5-(3)	現庁舎解体着工時には事前に一般廃棄物(内部備品・什器、その他残留物)は全て処分してあるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	8/9

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
86	事業者 公募要 項	27	5-(3)-①	現庁舎地下部の解体時に山留・作業構台が必要と思われます。山留用の中間杭（H鋼）、作業構台用の構台杭（H鋼）は残置することは可能でしょうか。	全て撤去のうえ、適正に処理してください。	8/9
87	事業者 公募要 項	8	2	基準容積率算定のため、用途境及び面積がわかる資料を頂けないでしょうか。	指定容積率の境は、添付資料 I-02 の地積測量図中、地番 174-2 の測点「N0. 704 と N0. 705 の中心点」と「N0. 738 と N0. 739 の中心点」を結んだ線です。	8/9
88	事業者 公募要 項	15	4-(2)	新庁舎に付帯する自動 2 輪駐車場及び駐輪場の中で、一部を公園敷地内に配置することは可能でしょうか。	来庁者用の駐車場（自動二輪車用駐車場を含む）及び駐輪場の、公園敷地への配置は不可です。	8/9
89	事業者 公募要 項	15	4-(2)	新庁舎に付帯する自動 2 輪駐車場は、立体駐車場などの隔地で計画してよいと考えればよろしいでしょうか。	敷地内における駐車場・駐輪場の計画（台数、形状等）は、公募要項第 2・4・(2) [P15] に記載のとおり、「福岡市建築物における	8/9
90	事業者 公募要 項	15	4-(2)	新庁舎に付帯する駐輪場で市民用駐輪場は立体駐車場などの隔地で確保できると考えればよろしいでしょうか。	駐車施設の附置等に関する条例」及び「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」に基づき、適切に計画してください。なお、車いす用、荷捌き用、自動二輪車用駐車場は隔地駐車場とすることができないため、敷地内に計画してください。	
91	事業者 公募要 項	15	4-(2)	荷捌き用駐車場はいわゆる玉突き駐車または、縦列駐車でも可能と考えればよろしいでしょうか。		
92	事業者 公募要 項	17	4-(4)- ③	事務所の部分の要求水準としてコア部分（階段、エレベーター等）以外は照明設備や空気調和設備等の設備工事は本事業の範囲外とありますが、エレベーターホール、廊下（想定）についても同様に範囲外と考えて宜しいでしょうか。	その他事務所機能におけるコア部分（階段、エレベーター等）には、トイレ及びエレベーターホールを含み、フロア内の廊下は含みません。	8/9
93	事業者 公募要 項	27	6-(1)	現庁舎前の切下げ復旧、ガードパイプ設置、撤去等については別途と考えてよろしいでしょうか。	現庁舎前の切り下げ復旧、ガードパイプ設置、撤去等については、本事業に含みます。	8/9
94	事業者 公募要 項	32	6-(3)	再利用モニユメントの再配置の場所は新庁舎敷地内や建物内部でも構わないでしょうか。	公募要項第 2・6・(3)・⑪ [P33] に記載のとおり、再利用モニユメントは、新藤田公園に設置してください。	8/9

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
95	別紙 2	別 2-5	区役所機能	区役所機能において、UPS は別途又は不要と考えればよろしいでしょうか。	区役所等機能において、停電時に瞬時に電力を供給する設備については、法令上で設置が求められる場合を除き、要求水準では求めています。	8/9
96	別紙 2	別 2-5	就労支援センター	設置階は「健康課と同じ階」とありますが、別 2-6 に「保護課各課に近接させること」とありますので、保護課が正と考えてよろしいでしょうか。	別紙 2 (別 2-5) において、就労支援センターの設置階は「 <b>保護課各課と同じ階</b> 」の誤記です。 また、博多区老人クラブ連合会事務局の設置階は「 <b>福祉・介護保険課と同じ階</b> 」との誤記です。	8/9
97	その他			ライフサイクルコスト算出参考のため現庁舎の契約電力値・種別及び直近 3 年間の光熱水使用量(上水、中水、電気、ガス等)が分かる資料がございましたらご提示下さい。	現庁舎の契約電力は 323kW (平成 30 年度)、契約種別は事務所用電力です。 また、現在の博多区庁舎・博多区保健福祉センターにおけるエネルギー使用量(直近 3 年間)は別添 4 のとおりです。	8/9
98	事業者公募要項別紙 2	別 2-2	証明書自動交付機コーナー	その他特記事項の交付機設置スペースについて、車椅子利用者等用 1 台あたりの設置スペース:幅 1,818mm × 奥行 959mm × 高さ 1,095mm、一般用 1 台あたりの設置スペース:1,000mm × 奥行 761mm × 高さ 1,089mm と読み替えて宜しいでしょうか。	証明書自動交付機の設置スペースは、公募要項記載のとおりです。なお、設置スペースには、メンテナンススペースを含みます。	8/9
99	別冊 2	P. 7	別表 2(1)	外部仕上表について、「備考」欄に記載する内容をご教示願います。	備考欄は外部仕上りの提案内容を分かりやすくするために、必要と思われる内容を記載してください。なお、備考欄への記載が必要なければ、記載は不要です。	8/9
100	事業者公募要項	P. 2	(4) 予定価格	本工事におけるインフラ引込工事負担金(電力・上下水道・ガス)については別途(発注者負担)の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	8/9
101	事業者公募要項別紙 2	別 2-7	職員更衣室	規模に係る要件のうちロッカーを人数分配置とありますが、課別職員数につきましては、添付資料 II-01 に記された、係の必要席数を職員数と判断して宜しいでしょうか。席数と異なる場合は資料をご提示頂けないでしょうか。	課別職員数は、添付資料 II-01 に記された「必要席数」を参照してください。また、現在の職員の男女比率は概ね 5:5 となっています。ただし、この席数には、部長・課長分を含んでいませんので、これらのロッカーを加味した数としてください。 なお、将来男女比や組織の変更がある事を踏まえた、可変性等を持たせた計画としてください。	8/9

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
102	事業者 公募要 項	P10	⑩埋蔵文 化財	埋蔵文化財の現地調査を市で実施すると記載がありますが、調査完了時における整備対象地の状態をご教示ください。	埋蔵文化財の調査完了時、下水道施設の改修完了時、及び隣接地の工事ヤード撤去後の状況は、別添5のとおりです。 なお、隣接地の工事に係る公園の一部の使用は令和元年9月末までの予定です。	8/13
103	事業者 公募要 項	P33	⑪既存物 件の取扱	藤田公園南側区画にある下水道施設について、市が改修する予定と記載がありますが、改修完了時における整備対象地の状態をご教示ください。		
104	別冊4	—	添付資料 IV-05	現在、隣接地（博多駅前2丁目172）の工事のために、公園の一部が工事ヤードとして使用されているようですが、本事業着手時における整備対象地の状態をご教示ください。		
105	別冊2	P.8	(4) ①	提案書冊子の提出方法について、提案書Ⅰと提案書Ⅱでまとめて一つのファイルに綴じて良いのでしょうか。それとも、提案書Ⅰと提案書Ⅱとで別々のファイルに綴じるのが良いのでしょうか。	提案書Ⅰと提案書Ⅱは、それぞれ別に、A3 版横長左綴じファイルに綴じて提出してください。 また、各ファイルの表紙及び背表紙にそれぞれ「博多区新庁舎整備等事業 提案書Ⅰ」、「博多区新庁舎整備等事業 提案書Ⅱ」と明記し、あわせてそれぞれ受付番号をつけてください。	8/13
106	事業者 公募要 項	—	—	貴市総合設計制度取扱要領には、基本要件として「衛生上その他の支障がないよう総合的な配慮を行うこと。・・・衛生面では、ゴミ置き場の確保・・・」と記載があります。ゴミ置き場について事業者公募要項に記載がないようですが、どのように取り扱えば良いのでしょうか。	公募要項第1・3・(9)に記載のとおり、関連する関係法令、基準等を遵守してください。	8/14
107	事業者 募集要 項	P9	(1)-⑨	「新庁舎敷地は、重要無線通信電波障害防止区域内に位置している」とありますが、対策の必要な電波が敷地内を通過している場合、電波の種類と高さを開示ください。	電波法の所管は総務省（九州総合通信局無線通信部陸上課）です。	8/14

No	書類名	ページ	項目番号	質問	回答	回答日
108	別冊 2	P8	(3)	「提案書には、社名やグループ名等、入札参加者を特定できるような記載は一切行わないこと」とありますが、個人氏名を記載する場合も同様と考えてよろしいでしょうか。	個人氏名についても、構成員の役員等、入札参加者が特定できるような記載は行わないでください。	8/14
109	別冊 3	P4	第 2 章 第 9 条	第 1 項において、「この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない」とありますが、発注者の指示に伴う新たに発生する工事費や工期の変更は協議の上、双方合意が前提であると考えてよろしいでしょうか。	発注者の指示に伴い、新たに発生した工事費や工期等の変更への対応は、契約書（案）第 24 条、第 58 条、第 91 条のとおりです。	8/14
110	事業者 公募要 項	別紙 2	16	栄養学習室の調理台からの排水については、厨房除外が必要となる水準ではないと考えてよろしいでしょうか。	栄養学習室では、一度に最大 50 名程度が参加する食育料理教室（調理実習）などを想定していません。	8/14
111	別冊 2	8	(3) 提案 書(1・11) の記載方 法	提案書内の社名の記載について、入札参加グループ構成員以外の協力会社やメーカー等の社名は提案書内に記載してもよろしいでしょうか。	構成員と親子関係にある企業や、名称が類似しているなど構成員を容易に類推することができる企業など、入札参加者が特定できるような記載は行わないでください。	8/14
112	現庁舎 建物図 面	P125 ~ P131	5 (3)	現庁舎解体において要求水準では、既設杭を除き地下工作物等を撤去することになっていますが、新藤田公園が地震時にも新庁舎と共にその機能を十分に果たすことを目的とし、また、「既存物を再利用した液状化防止」「新公園の地盤沈下防止」「近隣地盤への影響を最小限とする」等の理由により、「杭、耐圧盤に付随する地中梁、基礎及び外壁」を残す計画として宜しいでしょうか。	公募要項第 2・5・(3) [P27] に記載のとおり、地下を含む建物、工作物等については、基礎より下の既設杭を除き、すべて撤去してください。	8/16
113	事業者 募集要 項	P28	6 (2)-③	6 (2) ③南側区画ゾーン 「整備対象地の南側の敷地（地番：博多駅前二丁目 172、173-1、173-2）との接続部分は、計画高さを調整し、段差のない、連続性のある空間とすること」と、ありますが南側の敷地の高さ情報がどこに公開されているかご教示ください。	整備対象地の南側の敷地の G L は、現藤田公園の G L とほぼ同一です。	8/16